

(趣旨)

第1条 市長は、主に食事、学習、交流等の提供又は支援を通じ、こどもの居場所づくりの推進を目的として、地域団体等が行う取組を補助するため、さくら市補助金等交付規則（平成17年さくら市規則第57号。以下「規則」という。）、さくら市補助金等の交付に関する規程（平成17年さくら市訓令第40号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内においてさくら市こどもの居場所づくり事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定するこどもをいう。
- (2) こども食堂 食事の調理及び提供を含む地域のこども又はその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組をいう。
- (3) 配食 こども食堂で調理し、又は用意した弁当又は食材をこども及びその保護者に配布する取組をいう。
- (4) 宅食 こども食堂で調理し、又は用意した弁当又は食材をこどもの自宅に届ける取組をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において次条第1項各号に掲げる補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を運営する法人その他団体で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 会則、規約等を定めていること。
- (2) 公序良俗に反する活動を行わない者であること。
- (3) 主として営利活動、政治活動又は宗教活動を行うことを目的とした者でないこと。
- (4) 補助対象事業を継続的、かつ、安定的に運営できる者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が実施する補助対象事業で次の各号に掲げるものとする。

- (1) こども食堂並びに配食及び宅食（以下この条において「こども食堂等」という。）を行う居場所づくり
- (2) 学習習慣の定着、基礎的な学力の向上等のために自主学習を支援する居場所づくり（以下この条において「学習支援の居場所」という。）
- (3) こどもが自由に過ごすことができる居場所づくり（以下この条において「自由な居場所」という。）

2 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第7条の規定により申請する補助対象事業の実施場所において、年間を通じて月に1回以上、かつ、1日当たり1時間以上実施（配食又は宅食を除く。）すること。
- (2) こども又はその保護者（以下この条において「参加者」という。）10人以上を対象とする規模で実施（配食又は宅食を除く。）すること。
- (3) 事故発生時の対応のため保険に加入すること。
- (4) 食中毒又は事故が発生したときの対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めるとともに、職員等に周知徹底を図ること。この場合において、食中毒又は事故が発生したときは、速やかに市に報告すること。
- (5) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、補助対象事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図る等の対策を講じること。

3 補助対象事業のうち、こども食堂等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) こども食堂等の実施方法は、次に掲げるものとする。
 - ア 常時責任者を配置し、安全に配慮して実施すること。
 - イ 規模に応じて、必要な職員体制を確保すること。
 - ウ こども食堂等で提供する食事は、原則として職員又は参加者が直接調理した、栄養バランスの良いものとする。
 - エ 参加者に対し、こども・家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めるものとし、参加者の生活状況の把握に努め、相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関と連携を図ること。この場合において、虐待が疑われる場合等であって、早急な対応が必要な場合は、速やかに市に連絡すること。
 - オ 食事の提供の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情、本事業の目的等を勘案して、補助対象者が判断すること。

(2) こども食堂の実施場所は、10人以上の参加者が、食事を取りながら交流をすることができるスペースを確保すること。

(3) こども食堂等の衛生管理及び事故防止については、次のアからウまでに掲げる事項を実施すること。

ア 管轄する保健所から助言を受ける等、食品衛生に配慮した運営に努めること。

イ 参加者の食物アレルギーの有無を確認すること。

ウ 感染症、防犯、防災対策等を講じること。

4 補助対象事業のうち、学習支援の居場所及び自由な居場所は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 実施場所について、地域住民の理解及び協力を得られること。

(2) 広く居場所を必要とするこどもを受け入れること。

(3) 原則として利用料を徴収しないこと。

(4) こどもからの相談に応じるとともに、こどもの生活状況の把握に努め、必要に応じてニーズに対応した関係機関と連携を図ること。この場合において、虐待が疑われる場合等であって、早急な対応が必要な場合は、速やかに市に連絡すること。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の額は、別表に定める補助金額又は補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額（補助対象事業の運営に係る収入額を含む。）並びに国からの交付金及び補助金の受入額を控除した額のいずれか少ない額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(事業の実施期間)

第6条 補助対象事業の実施期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「交付申請者」という。）は、こどもの居場所づくり事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 構成員等名簿（様式第2号）

(4) 会則、規約等

(5) 活動実績及び活動内容が分かるパンフレットその他の書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、規則第5条第1項の規定により当該申請に係る補助金の交付を決定したときは、こどもの居場所づくり事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)及びこどもの居場所づくり事業費補助金交付決定指令書(様式第4号)により、当該交付の決定を受けた交付申請者(以下「交付決定者」という。)に通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 交付決定者は、規則第6条第1項第1号及び第2号の市長の承認を受けようとする場合は、こどもの居場所づくり事業計画変更承認申請書(様式第5号)に変更事業計画書、変更収支予算書その他市長が必要と認める書類を添え、遅滞なく市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に係る変更を承認したときは、こどもの居場所づくり事業費補助金変更承認通知書(様式第6号)及びこどもの居場所づくり事業費補助金変更決定指令書(様式第7号)により、当該承認を受けた交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、こどもの居場所づくり事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長にその実績を報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、規則第16条の規定により当該報告の内容の審査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは速やかに交付すべき補助金の額を確定し、こどもの居場所づくり事業費補助金の額の確定通知書(様式第9号)及びこどもの居場所づくり事業費補助金の額の確定指令書(様式第10号)により当該報告をした者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、こどもの居場所づくり事業費補助金交付請求書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて市長に請求しなければならない。

(1) こどもの居場所づくり事業費補助金交付決定通知書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の特例)

第13条 市長は、特に必要と認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 前条の規定は、概算払に係る補助金の交付の請求について準用する。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) この告示の規定に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な行為により交付の決定を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、こどもの居場所づくり事業費補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により当該取り消された交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実施状況報告)

第16条 交付決定者は、当該補助対象事業の実施状況について、こどもの居場所づくり事業費実施状況報告書(様式第13号)により当該事業を実施した月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(帳簿の備付け)

第17条 交付決定者は、補助金の交付を受けたときは、当該補助対象事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該補助対象事業を実施した年度の翌年度から起算して5年を経過するまでの間において当該帳簿に記載した収入及び支出に係る証拠書類を保存するものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文（抄）

令和5年4月1日から施行する。

前文（抄）（令和7年3月25日告示第152号）

令和7年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費		補助金額
開設	研修費	食品衛生責任者養成研修 会受講料	100,000円／年額 ただし、開始初年度に限る。
	備品購入費		
運営	人件費	ボランティア、外部講師 の謝金、交通費	月1回実施する場合 360,000円／年額
	需用費	教材費、材料費、消耗品 費、印刷製本費、広報費	月2回以上実施する場合 720,000円／年額
	使用料及び賃借料	会場借上費	ただし、第4条第1項各号に掲
	役務費	通信運搬費、保険料	げる補助対象事業を複数実施す
	研修費	ボランティア育成及び普 及啓発に係る研修費	る場合は、50,000円／年額を加 算する。